

「専門業務型裁量労働制に関する協定」に係る確認

平成20年4月8日(火)開催の科所長会議において、次の「1.」、「2.」及び「3.」の説明等を行い、周知徹底を図る。

1. 助教、特任助教及び特任研究員の専門業務型裁量労働制の適用にあたっては、本人の同意を得ること。
2. 部局長は、「1.」の職の裁量労働従事者の業務遂行を監督する者に対し、専門業務型裁量労働制に関する協定第3条に定める裁量の範囲について説明すること。
3. 部局長は、専門業務型裁量労働制に関する協定の部局内の適正な履行に責任を持つこと。

平成20年3月26日

理事 辰野 裕



(参考)

専門業務型裁量労働制に関する協定(抄)

(裁量の範囲と職場規律等)

第3条 裁量労働従事者については、当該業務の性質上、業務遂行の手段及び時間配分の決定等については本人の裁量に委ねるものとし、その決定に関し、具体的指示を与えないものとする。ただし、職場規律及び秩序に関する指示等についてはこの限りではない。